



[Unsplash](#)の[Kazushi Saito](#)が撮影した写真

定額減税に関する 横浜市からのお知らせ

横浜市役所
財政局税務課 1

次 第

1

概要 P3～P13

(対象者、算出方法など)

2

通知方法 P14～P17

(通知方法、確認方法など)

3

留意事項 P18～P20

(ふるさと納税、同一生計配偶者)

4

労務担当者様へ P21～P23

(特別徴収事務について)

5

参考 P24～P25

(広報等について)



1 概要

手続き

定額減税額は横浜市が保有する税情報（確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等）を基に算出

定額減税を受けするための申請等は必要ありません。

対象者

**合計所得金額
1,805万円以下の納税者**

※ 1 給与収入のみの場合

給与収入2,000万円以下

うち所得金額調整控除適用者

給与収入2,015万円以下

算出方法

税額控除後の所得割額から以下の金額を控除

①本人 1万円

②控除対象配偶者
扶養親族

1人につき 1万円 加算

納税者
控除対象配偶者
扶養の子供 2 人

計算例

1 万円 (納税者)

3 万円 (配偶者 1 + 扶養 2)

= 4 万円

定額減税の
対象外
(本人)

①非課税の場合

②均等割及び森林環境税のみ
課税される場合

③事務所・事業所・家屋敷に
かかる税の場合

① **国内**居住親族に限定
国外居住親族は定額減税の加算対象外

② 「前年の合計所得金額が1,000万円超である納税義務者の配偶者（同一生計配偶者）」は加算対象外

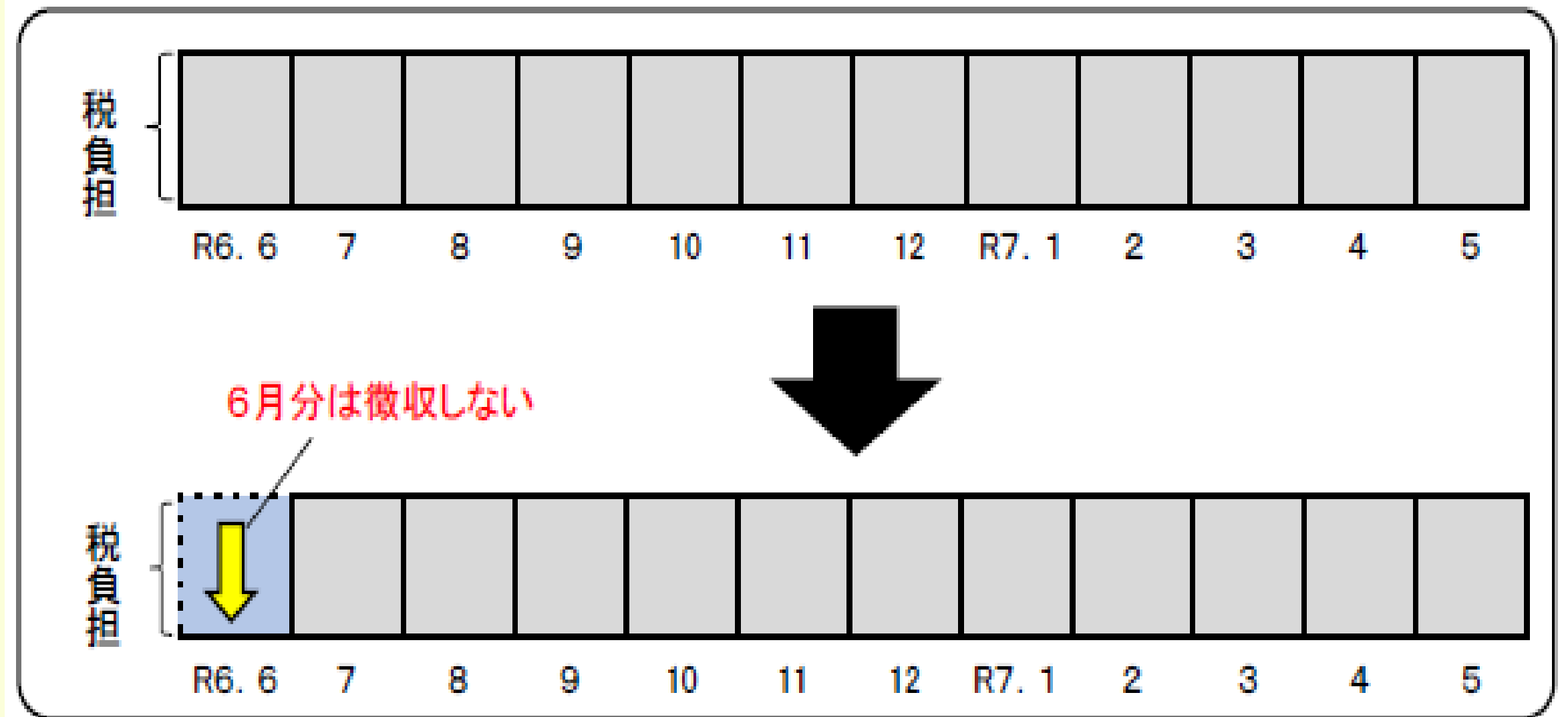
定額減税加算の
対象外
(配偶者・扶養)

令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて徴収

実施方法

給与から差し引かれる方（特別徴収）

減税の実施方法(イメージ)



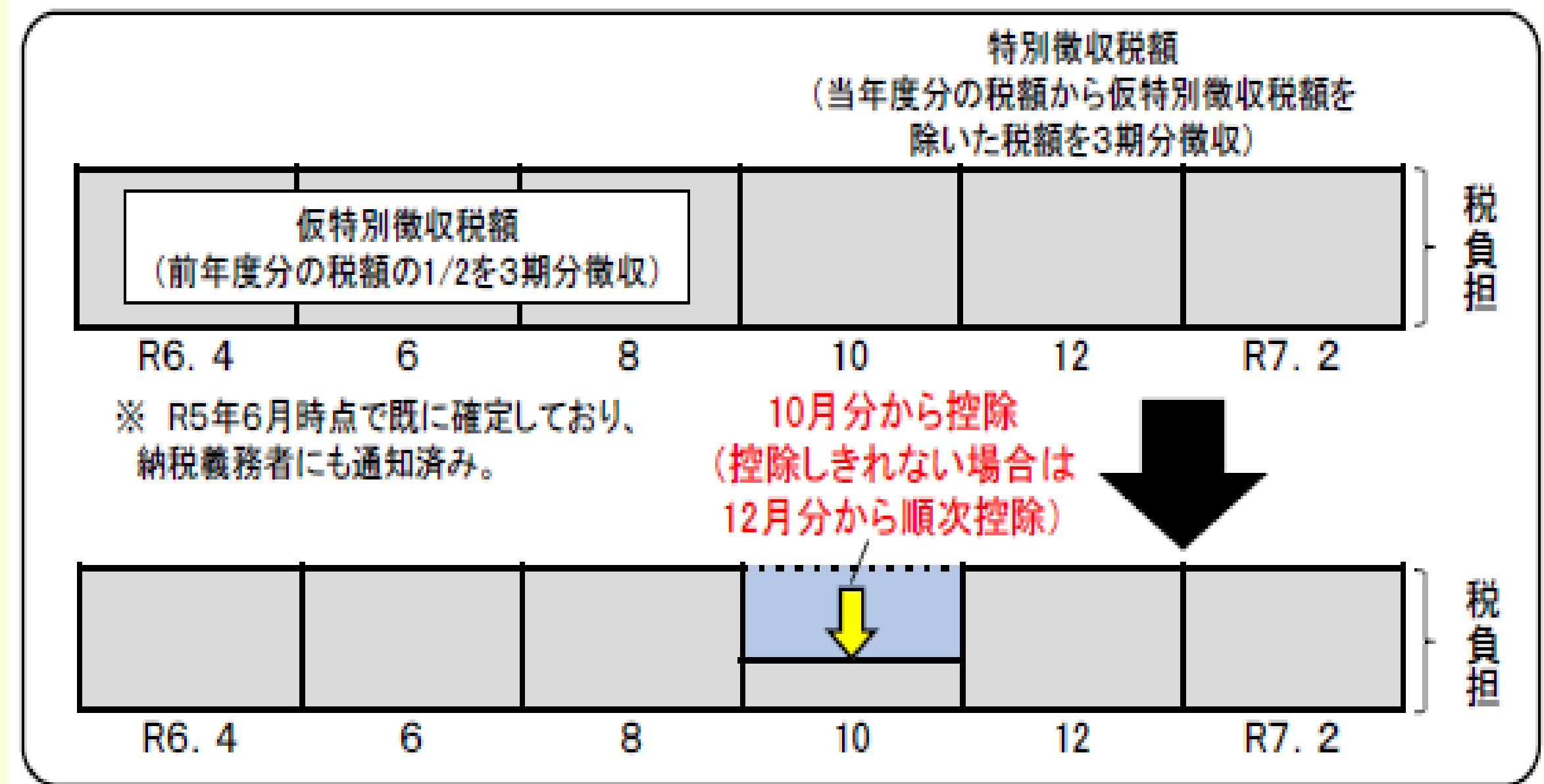
定額減税
対象外者の
特別徴収

従来どおり令和6年6月から
令和7年5月までの12回

特別徴収の徴収開始時期がそ
れぞれ異なります

令和6年10月分から控除。 以降、順次控除

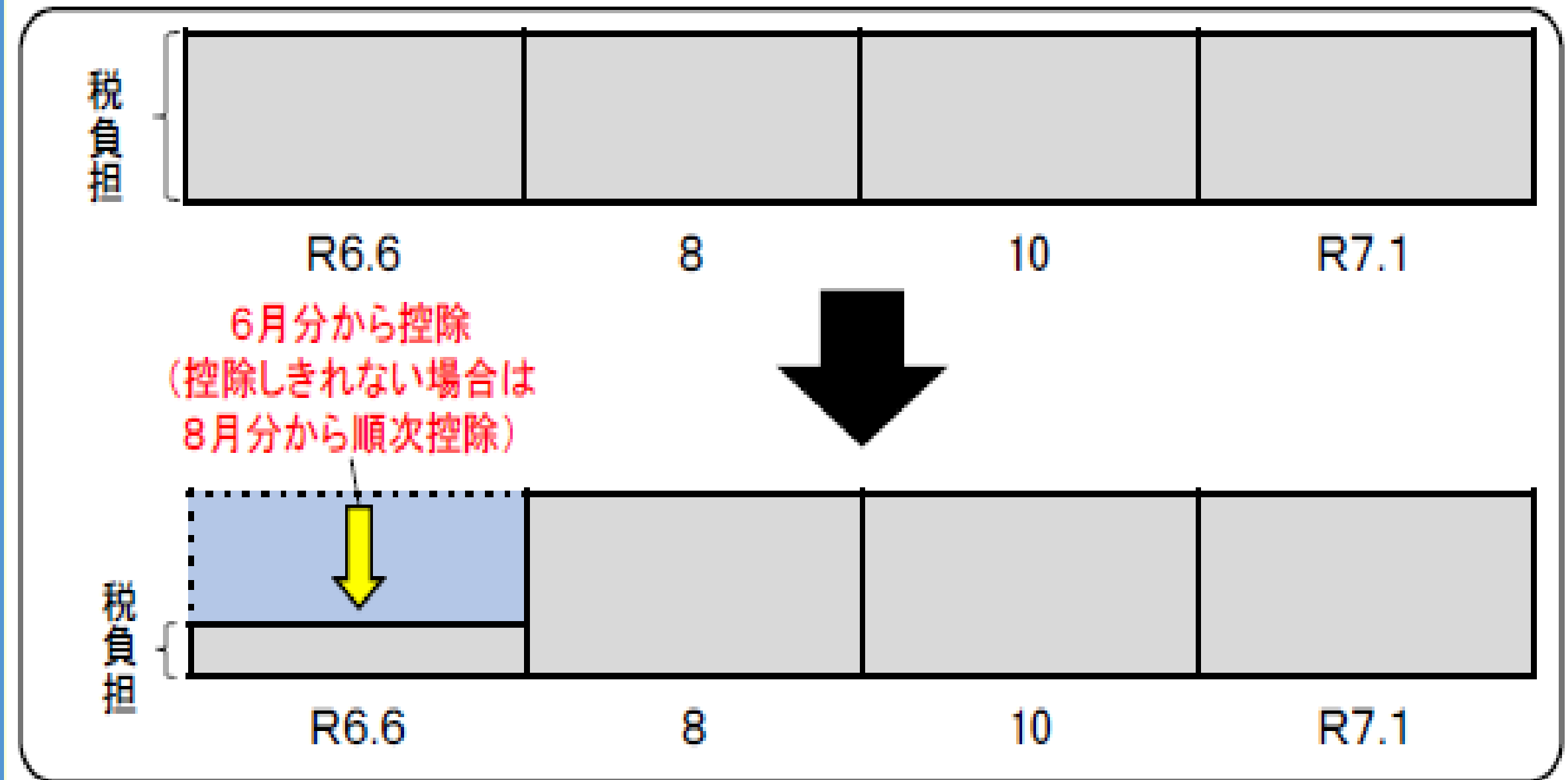
実施方法
公的年金からの
特別徴収の場合
(年金特別徴収)



第1期分の納付額からを控除 以降、順次控除

実施方法

納付書及び口座振替で
お支払いいただく方
(普通徴収)





2 通知方法

通知時期

- 各種通知書で確認可能
- 従来から変更はありません
- 例年どおりの時期に通知

令和6年度特別徴収通知書

通知方法
給与から差し引かれる方（特別徴収）

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業所得		課税標準	総所得②	
	給与所得 [所得金額調整控除後]			山林所得			分離短期譲渡	
	その他の所得計			分離長期譲渡			株式等の譲渡	
所得控除			給付金等				先物取引	
雑損		障・寡・ひ・勤						
医療費		配偶者						
社会保険料		配偶者特別						
小規模企業共済		扶養						
生命保険料		基礎						
地震保険料		所得控除合計④						

市民税	税額控除前の所得割額④				納付額
	税額控除額⑤			6月分	
	所得割額⑥			7月分	
	均等割額⑦			8月分	
	税額控除前の所得割額④			9月分	
	税額控除額⑤			10月分	
	所得割額⑥			11月分	
	均等割額⑦			12月分	
	森林環境税⑧			1月分	
	⑨			2月分	
県民税	控除不足額⑩			3月分	
	既充当・既委託納付額⑪			4月分	
	既納付額⑫			5月分	
	差引納付額⑬				
	変更前税額⑭				
	増減額⑮				
	変更月				

特別税額控除額は〇〇〇, 〇〇〇円です。

『摘要欄』に記載

令和6年5月17日発送予定

令和6年度納税通知書

通知方法
公的年金からの
特別徴収の場合
(年金特別徴収)

納付書及び口座振替で
お支払いいただく方
(普通徴収)

税額控除欄の記載

令和6年6月3日発送予定



3 留意事項

ふるさと納税
への影響

定額減税の影響はありません

ふるさと納税可能額の計算は
定額減税前で計算

※住民税所得割額20%が限度

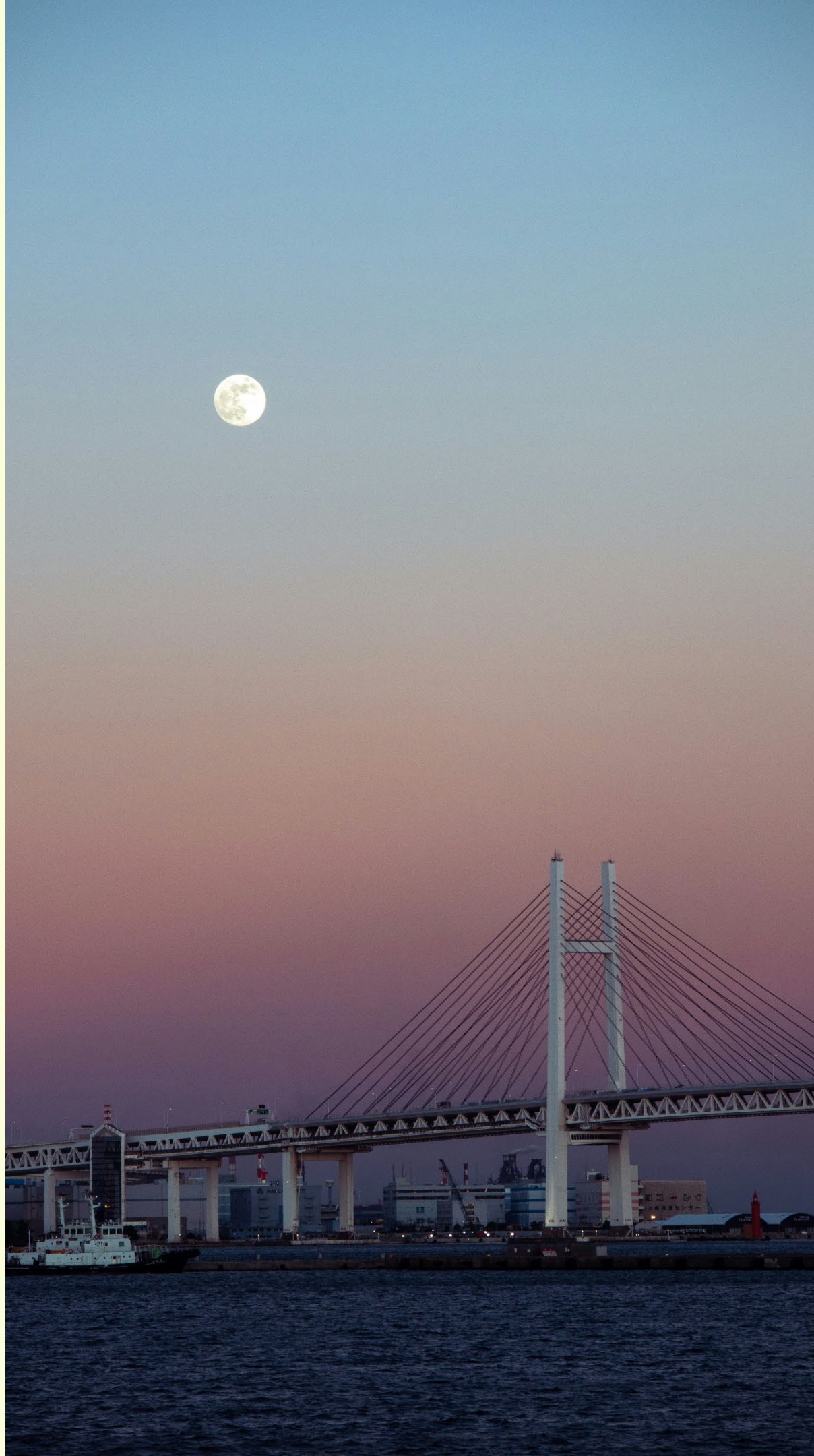
控除対象配偶
者以外の同一
生計配偶者

前年の合計所得金額が
1,000万円超である
納税義務者の配偶者

令和6年度定額減税加算対象外



令和7年度定額減税加算対象



4 労務担当者様へ

・ 特別な対応は必要ありません。例年と同じく横浜市から通知する税額を差し引いてください

特別徴収事務 について

・ 6月開始と7月開始の方が混在する場合があります

・ 定額減税額は義務者用通知には記載していません

定額減税適用あり

6月

7月

8月以降

0円

17,700円

16,900円

定額減税適用なし

6月

7月以降

113,100円

111,100円

【参考】
令和6年度
特別徴収
計算例



5 参考

広報等について

本市ウェブページに詳細を掲載

「令和6年度分の個人の市町村民税及び道府県民税の特別税額控除（定額減税）について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/y-shizei/kojin-shiminzei-kenminzei/kojin-shiminzei-shosai/teigakugenzei.html>

「定額減税に関するよくあるご質問」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/y-shizei/kojin-shiminzei-kenminzei/teigakugenzeisitumon.html>

「広報よこはま」「特別徴収のしおり」「税の知識」などでもご案内予定